第98回 神戸市個人情報保護審議会

# 事業系一般廃棄物に係る廃棄物管理責任者の 選任等届出システムの構築について

(環境局)

神環事第 2264 号 令和2年3月 23 日

神戸市個人情報保護審議会 会長 西村 裕三 様



諮問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の 意見を求めます。

記

事業系一般廃棄物に係る廃棄物管理責任者の選任等届出システムの構築について (条例第11条「電子計算機処理の制限について」)

担当:環境局事業系廃棄物対策部

## 事業系一般廃棄物に係る廃棄物管理責任者の選任等届出システムの 構築について

(条例第11条「電子計算機処理の制限について」)

## 【事業系一般廃棄物に係る指定建築物及び廃棄物管理責任者に関する情報】

- ○事業系一般廃棄物に係る廃棄物管理責任者選任(変更)届
  - ・届出者の氏名,住所(法人にあっては,主たる事業所の所在地,名称及び代表者氏 名)及び電話番号
  - ・選任(変更)した廃棄物管理責任者の氏名,所属する法人名,所属部署名,役職名, 連絡先(電話番号,ファクシミリの番号及び電子メールアドレス,住所)
  - ・変更前の廃棄物管理責任者の氏名,特記事項

#### ※個人情報以外の情報

- ・届出年月日
- ・指定建築物の概要(名称,所在地,指定建築物コード)
- ・選任(変更)した廃棄物管理責任者の選任(変更)年月日,指定建築物の所有者との関係

## ○事業系一般廃棄物に係る減量計画書

- ・届出者の氏名,住所(法人にあっては,主たる事業所の所在地,名称及び代表者氏 名)
- ・指定建築物の概要(占有者名)
- ・廃棄物管理責任者の氏名,連絡先(所属する法人名および所属,電話番号,ファクシミリの番号)

#### ※個人情報以外の情報

- ・届出年月日及び受付年月日
- ・指定建築物の概要(名称,所在地,指定建築物コード,延床面積,建築物の主たる 用途並びに廃棄物及び資源物の保管場所,階数,就業人員,完成年月,1日平均の利 用人数)
- ・廃棄物の減量資源化策(現在減量のために実施していること、新たに減量のために 計画していること)
- ・自動販売機の設置台数,回収設備の台数,飲料の容器の種類,空き容器の処理の方法
- ・前年度の古紙利用製品(OA紙、トイレットペーパー、OA紙及びトイレットペーパー 以外の紙)の購入量の実績
- ・事業系一般廃棄物の種類(OA紙、新聞、雑誌、段ボール、機密文書、それ以外の紙、

生ごみ、可燃ごみ、缶、びん、ペットボトル、粗大ごみ、不燃ごみ、その他のごみ) ごとの発生量及び処理(廃棄した量、廃棄した物の収集業者名、廃棄した物の持込 先、資源化した量、資源化率、資源化した物の回収業者名、資源化した物の持込先) に関する前年度実績

- ・事業系一般廃棄物の種類(OA紙、新聞、雑誌、段ボール、機密文書、それ以外の紙、 生ごみ、可燃ごみ、缶、びん、ペットボトル、粗大ごみ、不燃ごみ、その他のごみ) ごとの発生量及び処理(廃棄する量、廃棄する物の収集業者名、廃棄する物の持込 先、資源化する量、資源化率、資源化する物の回収業者名、資源化する物の持込先) に関する当年度計画
- ・前年度提出の「当年度計画」と「前年度実績」を比較した所見

## 事業系一般廃棄物に係る廃棄物管理責任者の選任等届出システムの構築について

#### 1. 趣旨

神戸市では、ごみの減量化と適正処理を進めるため、市、市民、事業者それぞれの 責務を定め、事業者については、みずからの責任と負担において、事業活動に伴う廃 棄物の減量・資源化及び適正処理を行い、市の関連施策に協力すること、また環境美 化のため、事業所及びその周辺地域を協力して清潔に保つよう努めることを以下の 通りに定めている。

- ・事業活動に伴う廃棄物は、自らの責任と負担で減量と再利用を行う
- ・廃棄物の適正処理について、市の施策に協力する
- ・事業所周辺の美化と、地域の清潔保持のために自主的な活動を行う

上記目的に沿って「神戸市廃棄物の適正処理,再利用及び環境美化に関する規則」 (以下「規則」という。)第26条第2項により定められている「事業系一般廃棄物に 係る廃棄物管理責任者選任(変更)届」(以下、管理責任者選任(変更)届という。) と、規則第27条第3項により定められている「事業系一般廃棄物に係る減量等計画 書」(以下、減量計画書)を、約1,900の届出者に対して提出を求めている。しかしな がら、代表者印の押印を求め、また提出方法は郵送又は窓口への持参に限っており、 届出者にとって負担となっているのが現実である。

これを見直し、いわゆるICTを活用した事務の仕組みを構築することにより、事業者に強いていた膨大な事務の負担の軽減を図るものである。

#### 2. 概要

本市がweb上に作成した入力フォームに届出者が届出内容を入力することで、 LGWAN環境のクラウドに作成したデータベースに届出内容が自動的に保存され、受付と届出が完了する。

#### 3. 事務の流れ

- ① 届出者が、神戸市役所ホームページに記載の本市メールに対して、入力フォーム利用希望者から「入力フォーム利用希望申請(Excel または PDF)」を提出する。
- ② 本市は、利用希望者(申請者)に対して、入力フォームにログインする際に用いる ID とパスワードを個別に異なったものをメールで通知する。
- ③ 届出者は、本市から通知された ID とパスワードを用いて、入力フォームの URL に

ログインした後、必要な情報をフォーム入力する。入力後に確認画面を表示し、問題なければフォームを登録する。入力が正常に行われたか否かが、即座に画面に表示される。

- ④ 届出者が入力フォームに入力した内容は、LGWAN-ASP(総務省が認めている LGWAN 上のクラウドサービス)として提供されるクラウド上のデータベースに蓄積 される。
- ⑤ ④記載のクラウド上のデータベースに蓄積された情報を職員が事務処理 PC にダウンロードし、集計、分析作業等を行う。
- ⑥ 届出者は一旦入力した情報をクラウド上で確認することはできないため、希望するものに対して、別途控えの pdf をメールで送付する。修正が必要な場合は、事業者からの電話ないしメールで問い合わせを受け付け、必要に応じで対応を協議する。(基本的には職員が代理で修正することを想定している。修正したログはシステム上に保持される。)

## 4. 効果

- (1) 入力フォームによる届け出を行うことにより、事業者は届出用紙のダウンロード、記入作業、本市への郵送作業などの事務作業が不要になり、負担が軽減される。
- (2) 例年所管課にて行っていた本業務にかかる事務作業(届出用紙の内容をマイクロソフト社のAccess に打ち込む作業等)についても大幅な負担の軽減につながる。
- (3) 紙の使用量が減り、ペーパーレス化、ごみの減量資源化につながる。

#### 5. 実施計画

~令和2年4月 入力フォーム、データベース、スキームの構築 令和2年4月上旬~ 運用開始(できる限り4月1日開始を目指す)

#### 6. 処理件数等

入力フォームによる届出件数(令和2年度の想定) 約1,000件

#### 7. 個人情報保護対策

「神戸市個人情報保護条例」,「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」, 「神戸市情報セキュリティーポリシー」に基づき,以下のとおり厳格に対処する。また、 委託事業者との間で締結する委託契約約款に個人情報等の保護に関する事項を盛 り込み,前記条例の趣旨を徹底させる。

利用者(届出者)に対しては、プライバシーポリシーにより、個人情報保護条例に基づいた適正な取扱いを行うことを明示する。

## (1) システム上の保護

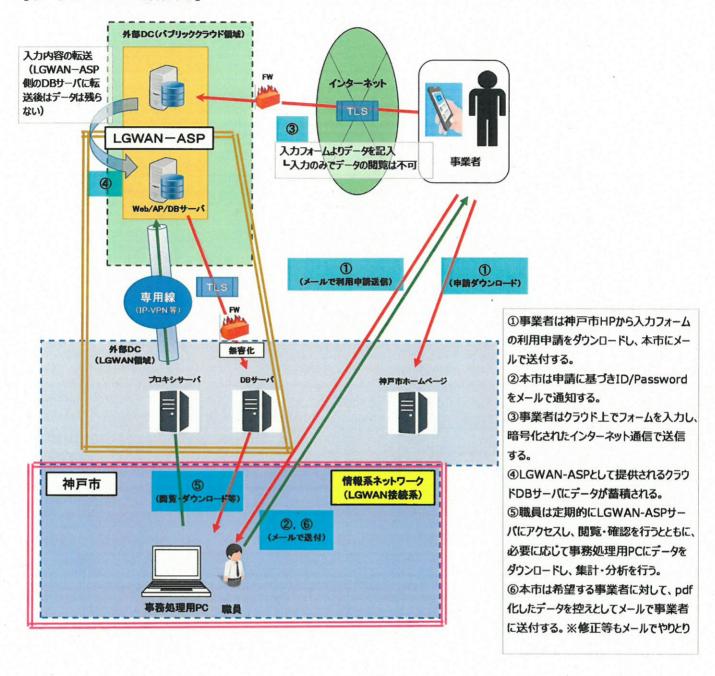
利用者のスマホ等端末からデータセンター内に設置するサーバへはインターネットによる接続となるが、SSL/TLS 通信によりデータを暗号化して通信するとともに、ファイアウォール(外部侵入防止装置)の設置により安全対策を図る。

- (ア) データセンター内に設置するサーバとアクセスポイントについては,ファイアウォールの設置により外部からの不正アクセスを防止する。
- (イ) 事務処理用 PC からデータセンターへの接続は、専用線による接続を行い、 情報漏洩を防止する。
- (ウ) サーバにはコンピュータウィルス等対策ソフトウェアを導入し、コンピュータウィルス等に感染することを防止する。
- (エ) データセンターでは、常駐警備による入退室管理を実施するとともに、生体認証によるセキュリティ管理を実施する。
- (オ) システムへのログインは, IDとパスワードによる認証を行うことで, 関係者のみに限定する。

#### (2) 運用上の保護

- (ア) 利用者(届出者等)からの個人情報(氏名・住所等)及び申請・届出事項は, 全て適切に管理されたサーバ側で保存する。
- (イ) 適切に管理されていることを確認するために、本市は必要に応じて、報告を 求める。
- (ウ) また,サーバからは適切な管理の下,定期的なメンテナンス時に不要データを 残さない運用を行う。
- (エ) 個人情報の適正な取り扱いを確保するため、関係職員に対して必要な研修 及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理についての点検を行う。

## 【参考:システム構成図】



## 【参考:システム入力画面案】

